

議案第16号

鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月20日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、建築物に関する確認の申請手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額を改定する等したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表17の項中「審査」の次に「(次項及び第17の3の項に規定する審査を除く。)」を加え、同項第1号中「合計」の次に「(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)」を加え、「7,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「14,000円」を「20,000円」に改め、同項第3号中「24,000円」を「34,000円」に改め、同項第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のとき 3
9,000円

別表17の項の次に次のように加える。

17の2 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）

- (1) 昇降機を含む建築物を建築する場合（第2号から第4号までに掲げる場合を除く。）前項に定める金額に、昇降機1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算した金額
- (2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画を変更して建築物を建築する場合 前項に定める金額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した金額
- (3) 確認を受けた建築物のみの計画を変

17の3 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）

更して建築物を建築する場合 前項に定める金額

(4) 確認を受けた昇降機のみの方画の変更をして建築物を建築する場合 方画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（次号に掲げるものを除く。） 17の項に定めるところにより算定した金額（昇降機を含む建築物については前項に定める金額）に、次に定める額を加算した金額

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メ

一トール以上のもの 16,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

(2) 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物省エネ法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。） 17の項に定めるところにより算定した金額（昇降機を含む建築物については、前項に定める金額）に、次に定める

額を加算した金額

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

17の4 建築基準法第87条の4にお

(1) 昇降機を設置する場合（次号に掲げ

<p>いて準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査</p>	<p>る場合を除く。) 1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)</p> <p>(2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</p>
--	--

別表19の項中「完了検査」の次に「(次項及び19の3の項に規定する完了検査を除く。)」を加え、同項第1号中「合計」の次に「(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)」を加え、「14,000円」を「15,000円」に改め、同項第2号中「17,000円」を「24,000円」に改め、同項第3号中「24,000円」を「34,000円」に改め、同項第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「35,000円」を「37,000円」に改め、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下の場合 42,000円

別表19の項の次に次のように加える。

<p>19の2 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)</p>	<p>前項に定める金額に、昇降機1基ごとに17,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)を加算した金額</p>
<p>19の3 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(建築物省エネ法</p>	<p>19の項に定める金額(昇降機を含む建築物については、同項に定める金額に19の2の項の金額を加算した額)に、申</p>

第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。)

請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額

- (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項、46の2の項第1号ウ、第5号及び第6号並びに46の3の項第1号ウ、第5号及び第6号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 3,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 7,000円
- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,000円
- (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円
- (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

<p>19の4 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査</p>	<p>ル以内のもの 16,000円 (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 41,000円 (9) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの 66,000円 昇降機1基ごとに17,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）</p>
--	--

別表20の項の次に次のように加える。

<p>20の2 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査</p>	<p>120,000円</p>
--	-----------------

別表27の5の項の次に次のように加える。

<p>27の5の2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</p>	<p>27,000円</p>
<p>27の5の3 建築基準法施行令第13</p>	<p>27,000円</p>

7条の12第7項の規定に基づく既存
建築物の大規模修繕等の認定の申請に
対する審査

別表38の項中「建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合は、構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、」を「次の各号に掲げる場合は」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 17の4の項各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額
- (2) 建築物省エネ法第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - ア 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）
 - (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円
 - b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円
 - (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円
 - c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円
 - d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円
 - イ 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合す

るもの（建築物省エネ法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

(3) 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合は、構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を更に加算して得た額

ア イ以外のとき 174,600円

イ 構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）

により行われるとき 120,700円

別表43の項中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 100,000円

別表44の項中「構造計算適合性判定の実施の申出を伴うときは、構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに38の項各号に掲げる区分に応じ、」を「次の各号に掲げる場合は」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 17の4の項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

(2) 建築物省エネ法第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(イに掲げるものを除く。)

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

イ 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物省エネ法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくも

のに限る。)

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円

(3) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア イ以外のとき 174,600円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるとき 120,700円

別表45の項中「次に掲げる額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 50,000円

別表46の2の項を次のように改める。

46の2 建築物省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項の認定又は建築物省エネ法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 5,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下（イ）、第2号イ及び第4号イ、次項第1号イ、第2号イ及び第4号イ並びに51の項第1号イ、第2号イ及び第4号イにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円

(2) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メ

一トル以上のもの 135,000円

(3) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 100,000円

(5) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円

(6) 第1号以外の場合で、基準省令第

1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 102,000 円

イ 床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの 130,000 円

別表 4 6 の 2 の項の次に次の 1 項を加える。

4 6 の 3 建築物省エネ法第 1 1 条第 2 項又は第 1 2 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 建築物省エネ法第 2 9 条第 3 項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第 3 0 条第 1 項の認定又は建築物省エネ法第 3 1 条第 1 項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 2,500 円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 5,500

円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円

(2) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円

(3) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第

1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）
又は同号イ（2）及びロ（1）に定
める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区
分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メ
ートル未満のもの 14,50
0円

(イ) 床面積の合計が200平方メ
ートル以上のもの 16,50
0円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部
分 次に掲げる区分に応じそれぞ
れ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メ
ートル未満のもの 29,50
0円

(イ) 床面積の合計が300平方メ
ートル以上のもの 50,00
0円

(5) 第1号以外の場合で、基準省令第
1条第1項第1号イに定める基準に
適合するもの 次に掲げる区分に応
じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メー
トル未満のもの 133,500
円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円

(6) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円

別表47の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 29,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 100,000円

別表48の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、「前項に定める」の次に「合算して得た」を加え、「構造計算適合性判定の実施の申出を伴うときは、構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに38の項各号に掲げる区分に応じ、」を「次の各号に掲げる場合は」に改め、

同項金額の欄に次の３号を加える。

(1) 建築基準法第 87 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 昇降機を設置するもの（イに掲げるものを除く。） 1 基ごとに 14,000 円（小荷物専用昇降機については、5,000 円）

イ 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1 基ごとに 7,000 円（小荷物専用昇降機については、4,000 円）

(2) 建築物省エネ法第 11 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 12 条第 2 項ただし書（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 建築物省エネ法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 14,000 円

b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 16,000 円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 27,000 円

b 床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの 43,000 円

イ 建築物省エネ法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物省エネ法第 11 条第 2 項及び第 12 条第 3 項の規定に基づくものに限る。）

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 7,000 円

b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 8,000 円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定

める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 21,500円

(3) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア イ以外のとき 174,600円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるとき 120,700円

別表49の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同表50の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「構造計算適合性判定の実施の申出を伴うときは、構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに38の項各号に掲げる区分に応じ、」を「48の項各号に掲げる場合は」に改め、同表51の項を削り、同表51の2の項を次のように改める。

51 建築物省エネ法施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 建築物省エネ法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項の認定又は建築物省エネ法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅 2,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円

(2) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部

分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67,500円

(3) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33,000円

0円

(4) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 50,000円

(5) 第1号以外の場合で、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メー

トル未満のもの 133,500
円

イ 床面積の合計が300平方メー
トル以上のもの 167,000
円

(6) 第1号以外の場合で、基準省令第
1条第1項第1号ロに定める基準に
適合するもの 次に掲げる区分に応
じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メー
トル未満のもの 51,000円

イ 床面積の合計が300平方メー
トル以上のもの 65,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鶴ヶ島市手数料条例別表17の項（次項に掲げるものを除く。）、38の項、44の項、46の2の項及び48の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の鶴ヶ島市手数料条例別表17の項（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、19の項、19の3の項及び50の項の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。